

JSG ニュースレター

<Tax>

財政部が「外国籍特定専門人材の 所得税減免弁法」の改正を予告

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

「外国籍専門人材の招聘と雇用法（中国語：外國專業人才延攬及僱用法）」の改正草案が立法院を正式通過したことを受けて、財政部は先日「外国籍特定専門人材の所得税減免弁法」（中国語：外國特定專業人才減免所得稅辦法）を改正することを予告しました。改正の主なポイントは、以下のとおりです。

1. 金融、法律、建築設計、国防分野および主管機関が関連の中央目的事業機関と協議のうえ認定した特殊技能分野の専門人材について、申請適用することができる条文を追加（改正条文第 2 条）。
2. 専門業務に従事する許可申請の必要がない外国籍特定専門人材（例えば、各種行政機関およびそれに属する学術研究機関または機構からの招聘を受けて顧問または研究業務に従事する者、および公立または設立登記済みの私立大学における講座、学術研究についての招聘を受け、教育部の認可を受けた者）は、中央目的事業主管機関に対して特殊技能の認定申請を行い、証明文書を取得し、かつ各規定に該当する場合、特殊技能労働許可または就業ゴールドカードの代わりに関連証明文書（以下参照）による適用申請が可能となる条文を新設（改正条文第 3 条および第 5 条）。
 - (1) 中央目的事業主管機関が第 2 条に基づき、特殊技能を認定し、発行した証明文書
 - (2) 認定された特殊技能に関連する専門業務に係る雇用契約またはその他証明に資する文書

3. 租税優遇措置適用期限を現行の 3 年から 5 年に延長。また、5 年以内であれば 3 年の適用の繰延を可能とする規定を廃止（改正条文第 4 条）。

本改正草案は、予告期間を 60 日とし、各界の意見を集めるものとする。

勤業衆信の見解

現段階では、世界から網羅的により多くの優秀な国際専門人材を誘致することを目的としており、今回の改正では、優秀な国際専門人材に台湾に長期滞在してもらうため、適用業務の拡大および租税権益の最適化を図っています。このほか、現行の条文では、租税優遇措置が適用できる 3 年の中で、台湾滞在日数が 183 日未満または給与所得が 300 万元を超えない等の状況に該当する場合、適用期間の繰延（5 年を限度とする。即ち 5 年以内に 3 年の優遇を適用）が可能でしたが、今般の改正で、当該繰延適用の規定が廃止されました。当該改正により、海外を飛び回る優秀な国際的専門人材が 5 年の租税優遇措置をフルに活用できるとは限らなくなります。今後、多国籍企業は台湾への人員の派遣期間について、当改正結果も視野に入れることが望まれます。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)

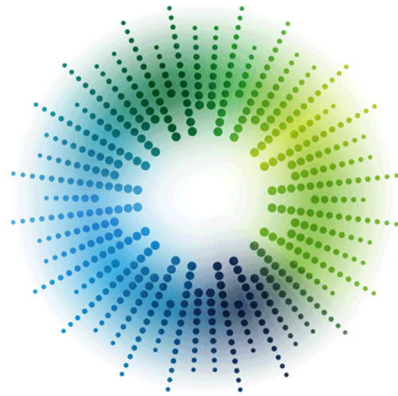


Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

© 2021 勤業衆信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿
<Tax>
財政部預告修正
「外國特定專業人才減免所得稅辦法」

因應立法院三讀通過「外國專業人才延攬及僱用法」之修正，財政部近日預告修正「外國特定專業人才減免所得稅辦法」，修正重點說明如下：

1. 增列金融、法律、建築設計、國防或經主管機關會商相關中央目的事業主管機關認定具有特殊專長之領域者得以申請適用(修正條文第 2 條)
2. 新增從事專業工作不須申請許可之外國特定專業人才（例如受各級政府及其所屬學術研究機關或機構聘請擔任顧問或研究工作，以及受聘僱於公立或已立案之私立大學進行講座、學術研究經教育部認可）經向中央目的事業主管機關申請認定具有特殊專長並取得證明文件，且符合各款規定者，得以相關證明文件（臚列如下）替代特專工作許可或就業金卡申請適用(修正條文第 3 條及第 5 條)
 - (1)中央目的事業主管機關核發依第二條認定具有特殊專長之證明文件
 - (2)從事與其經認定之特殊專長相關之專業工作聘僱合約或其他足資證明之文件
3. 將租稅優惠適用年限自三年延長為五年，另刪除得遞延於五年內適用三年之規定(修正條文第 4 條)

本草案將進行為期 60 天的預告期，以蒐集各界意見。

勤業眾信觀點

現階段為網羅更多國際優秀專業人才來台，本次修法擴大適用領域及優化租稅權益以提高國際優秀專業人才之來台及長期留台意願。另外，現行條文准予在租稅優惠適用年數三年中，如有未在台居留滿 183 日或薪資所得未超過 300 萬元等情況，得以遞延留用期間（以五年為限；即五年內用完三年優惠）。最後，此次修正取消時序遞延留用規定，此修正可能導致跨國移動較頻繁之國際優秀專業人才不一定有機會能全數適用五年之租稅優惠，跨國企業在派員來台之外派期間未來也宜考量此修法之結果。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“ Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利